

基 発 0715 第 3 号
令和 4 年 7 月 15 日

公益社団法人日本作業環境測定協会会長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

作業環境測定機関の事業報告書の様式の改正について

日頃より労働基準行政の推進に格段の御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、作業環境測定機関の事業報告書等については、平成 7 年 12 月 27 日付け基発第 742 号「作業環境測定機関の事業報告書の簡素化等について」(以下「742 号通達」という。)により示されているところですが、今般、作業に従事する労働者の身体に装着する試料採取機器等を用いて行う作業環境測定に係るデザイン及びサンプリング(以下「個人サンプリング法」という。)が令和 3 年 4 月 1 日に施行されたことに伴い、作業環境測定機関の事業報告書の様式を下記のとおり改正することといたしました。

つきましては、貴協会会員等への周知等につきまして、御協力の程お願い申し上げます。

記

- 1 742 号通達等で示している様式を別紙 1 のとおり改めること。
- 2 令和 4 年 12 月 31 日までの間、本通達による改正前の様式(以下「旧様式」という。)を使用しても差し支えないが、その場合、旧様式に別紙 2 を添付いただきたいこと。
- 3 既に提出された令和 3 年 4 月 1 日以降を事業年度に含む事業報告については、令和 4 年 8 月 19 日までに、別紙 2 を追加で所轄労働局あて提出いただきたいこと。